最終更新日：2026年2月27日
ギークリー
代表取締役社長 奥山　貴広
問合せ先：コーポレート ディビジョン　03-6418-9113
証券コード：505A
https://corp.geekly.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「IT人材の適材適所によって成長機会にあふれる社会を創る」というパーパスのもと、日本社会が抱える労働生産性の向上という課題の解決に取り組み、IT人材の最適なマッチングとキャリア支援を通じて、企業・個人・社会の持続的な成長に貢献することを経営の基本方針としております。

このような社会的意義のある事業を長期にわたって継続的に推進していくためには、すべてのステークホルダーに対し、価値ある企業として信頼される経営体制の確立が不可欠であると認識しております。

当社は、質の高い経営（経営の適法性・透明性・健全性・公平性）を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【補充原則１－２④　議決権の電子行使のための環境整備】

現在、当社の株主構成には機関投資家及び外国人株主が含まれていないことから、議決権行使の電子化や招集通知及び各種の開示資料の英訳については実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ対応を検討してまいります。

【補充原則１－２⑤　信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の議決権の行使等】

当社は、現在信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等はおりません。
今後、実質株主から株主総会への出席要請があった場合には、保有の事実を確認して議決権行使が直接できるよう検討してまいります。

【原則１－３　資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、投資家に対して決算説明会を兼ねた会社説明会等により資本政策の基本的な方針の説明を行うべく、検討を進めてまいります。

当社は、資本効率及び収益性の向上が企業価値向上に資するとの認識のもと、事業計画及び利益計画の達成状況を取締役会において定期的に確認しております。

現時点において資本コストを明示的に開示する枠組みは採用しておりませんが、今後の事業成長及び市場環境を踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいります。

【原則１－４　政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、現在は保有しておりませんが、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り取得・保有することとしております。また、その保有意義については、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しいと判断された株式については、可能な限り処分・縮減していく基本方針としております。売却にあたっては、市場への影響等を総合的に勘案したうえで、売却方法を慎重に検討し、適切に実行してまいります。

政策保有株式の議決権の行使にあたっては、当該議案の内容が当社の保有方針に適合しているか否かに加え、当社株主との共同利益を踏まえ検討し、取締役会による決裁を経たうえで、適切に議決権を行使いたします。

【補充原則１－４①　政策保有株式】

当社は、現在、政策保有株式を保有しておりません。なお、取引先との円滑かつ長期的な関係の構築等、保有することが経営上合理的と判断できる場合に限り、政策保有株式の保有を検討するものとします。

また、政策保有株式として保有している会社から売却等の申し出があった場合は、売却等を妨げることもなく、また、取引の縮減を示唆する行為を行わないよう努めてまいります。

【補充原則１－４②　政策保有株式】

当社は、現在、政策保有株式を保有しておりません。また、現状では今後保有する予定もございません。このため政策保有株式の縮減に関する方針・考え方、議決権行使の基準についても設けておりませんが、今後、保有の必要性・計画が発生した際には、取締役会において個別銘柄ごとに配当金の収入や協力関係等により期待される効果について検証し、保有を継続することの合理性について十分な検証と審議を実施したうえで判断を行ってまいります。

【原則２－３　社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社の人材紹介事業におけるサステナビリティ戦略は、倫理的な業務運営、ダイバーシティとインクルージョンの推進、環境への配慮、社員のキャリア開発と福祉の強化に重点を置いております。倫理基準を遵守し、透明性のあるサービスを提供するとともに、多様な人材の活用を促進しております。環境負荷を低減するため、デジタルツールの活用を進め、社員に対しては継続的な教育と福利厚生を提供し、企業全体の持続可能な成長を支えるよう取り組んでおります。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用し、全社員に平等な機会を提供することで、企業の成長を支えております。教育プログラムを通じて社員の育成を図り能力を最大限に引き出すとともに、働きやすい職場環境づくりに努めております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金制度や企業型確定拠出年金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【補充原則3－1②　英語での情報開示・提供】
当社は、現時点において株主構成を考慮し英語での情報の開示・提供は実施しておりません。
今後の株主数や株主構成の変化等の状況に応じて、英語での情報の開示・提供を行うことを検討してまいります。

【補充原則3－1③　サステナビリティについての開示の充実】
当社は、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティについての取組みが重要であることを認識しております。
なお、当社のサステナビリティの取組に関する基本方針や、持続的な成長のための人的資本や知的財産への投資等の取組みについて、当社事業の成長戦略と併せて検討しており、具体的な取組み内容の開示につきましては今後検討してまいります。

【補充原則4－1①　取締役会の役割・責務】
当社の取締役会は、毎月1回開催し会社の重要な業務執行の意思決定を行うとともに業績の進捗について論議し対策等を検討・決定しております。また、「取締役会規程」を制定し、取締役会の運営に関する事項に加え、取締役会に付議すべき事項を規定しております。
委任の範囲については、「職務権限規程」を定め、経営陣に委任する範囲を明確にしております。これにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指しております。

【補充原則4－1②　取締役会の役割・責務】
当社は、現段階では中期経営計画を開示しておりませんが、取締役会において各戦略が適切に実行されているか等、推進状況の確認を行うことに加えて、事業環境の変化から生じる各種経営課題に対して確認を行い、対応策を議論しております。
また、決算説明会や株主総会では現状のみならず、企業戦略の方向性や中長期ビジョン等を説明する方針としております。

【補充原則4－1③　最高経営責任者等の後継者計画について】
当社は、代表取締役社長の年齢等を踏まえ後継者計画は策定しておりません。今後、当社の長期の経営戦略を踏まえ、後継者として相応しい明確な要件について検討してまいります。

【補充原則4－2②　取締役会の役割・責務】
当社は、サステナビリティを企業ガバナンスの核心に位置付けております。持続可能な成長を実現するために包括的な取組が重要と認識しており、今後、サステナビリティに関する方針を策定し、その進捗状況を定期的に監督してまいります。また、リスク・コンプライアンス委員会がサステナビリティを含むガバナンスに関する施策の策定と実行を担い、その状況を取締役会へ報告していく予定であります。

【原則4－3　取締役会の役割・責務】
当社の取締役会では毎月行われる業績報告に基づき、独立した客観的な立場から業績評価を行い、その結果を経営陣の評価に反映させております。
また、取締役会における具体的な検討内容は、中期経営計画、事業計画、ガバナンス体制などであります。中期経営計画や事業計画に関しては、各戦略が適切に実行されているか等、推進状況の確認を行うことに加えて、事業環境の変化から生じる各種経営課題に対して確認を行い、対応策を議論しております。なお、最近事業年度においては、中期経営計画及び事業計画の議論を通じて、事業拡大を見据えた人材採用及び人材育成についての検討をしております。
さらに、当社では内部統制やリスク管理体制の整備を行うとともに、支配株主等との競業取引及び利益相反取引等の関連当事者取引については、取締役会において慎重に審議し、決定しております。

【補充原則4－3②　取締役会の役割・責務】
当社は、代表取締役社長の選任基準自体は定めておりませんが、取締役会にて十分に議論を重ね、業務経歴を踏まえ、人格、識見、能力に優れた人物を指名することとしております。
今後、代表取締役社長の選任については より高い客観性・適時性・透明性ある手続に従って行うことについて検討を進めてまいります。

【補充原則4－3③　取締役会の役割・責務】
当社は、代表取締役社長の解任について、法令・定款等に違反し当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合に、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、判断することとしております。
なお、代表取締役の解任については一層の客観性・適時性・透明性のある手続きの検討を継続してまいります。

【補充原則4－11①　取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役6名（代表取締役1名、常勤取締役3名、社外取締役2名）で構成され、監査役3名（常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名）の出席のもと、代表取締役社長を議長とし、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
当社の取締役会は、全体として、知識・経験・能力のバランスが確保された構成であると考えておりますが、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりません。
今後については作成し開示することを検討してまいります。

【補充原則4－11③　取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】
当社は、現時点において、取締役会の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりません。
なお、取締役会の運営にあたり、会社の経営成績等に関する詳細な資料、個別議案の意思決定に資する判断資料等を事前に配付しており、取締役間では活発な意見交換が行われており、実効性は担保されているものと認識しております。
今後は取締役会の実行性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【原則4－14　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、新任された社外取締役・社外監査役については定期的な本社への訪問の機会を設け、経営戦略、事業内容、社内体制に関する説明及び意見交換を行い、当社への理解を深められるようにしております。
なお、取締役及び監査役に対する定期的な研修の受講は実施しておりませんが、年1回以上の法令上の権限及び義務等に関する研修などについて今後検討してまいります。

【補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役に対する定期的なトレーニングは実施しておりませんが、取締役及び監査役が求められる役割・責務を適切に果た

せるように、年1回以上の法令上の権限及び義務等に関する研修などを実施し開示することを検討してまいります。

【補充原則5－2①　事業ポートフォリオに関する基本的な方針】
当社は、経営戦略等の策定の基となる事業ポートフォリオについては、適宜見直しを実施し、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表することを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　政策保有株式】
当社は、政策保有株式について、現在は保有しておりませんが、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り取得・保有することとしております。また、その保有意義については、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しいと判断された株式については、可能な限り処分・縮減していく基本方針としております。売却にあたっては、市場への影響等を総合的に勘案したうえで、売却方法を慎重に検討し、適切に実行してまいります。
政策保有株式の議決権の行使にあたっては、当該議案の内容が当社の保有方針に適合しているか否かに加え、当社株主との共同利益を踏まえ検討し、取締役会による決裁を経たうえで、適切に議決権を行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社と取締役その他の関連当事者との取引を行う場合については、関連当事者取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性等を十分に検討したうえで、取締役会の事前承認を要しております。
また、毎事業年度時点で取引が継続している関連当事者取引について、当該取引継続の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を検討し、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において報告することとしております。
このほか、関連当事者との取引を把握するために、主要株主や役員等に対して毎期関連当事者の範囲について調査を実施してリストを作成することとしており、関連当事者取引の内容は、有価証券報告書にて報告しております。

【補充原則2－4①　中核人材の登用等における多様性の確保】
当社は、性別や採用区分に区別なく実力や成果に応じた評価を行っており、また管理職への登用を行っております。
現在、外国人従業員も雇用しており、採用後も区別なく実力や成果に応じた評価をしております。
女性管理職の構成割合や人数等の目標は設定しておりませんが、従業員が最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用する方針としております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金制度や企業型確定拠出年金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3－1　情報開示の充実】
情報開示に関しては今後整備を予定しております。
（ⅰ）経営理念、経営戦略、経営方針を当社ホームページ（https://corp.geekly.co.jp/）や決算説明会資料等に掲載開示しております。
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ホームページ（https://corp.geekly.co.jp/）にてコーポレート・ガバナンスに関する当社の取組みを開示しております。
（ⅲ）役員の報酬等は、報酬委員会で検討され取締役会で決議いたします。
※報酬総額が1億円以上の取締役がいないため、個別報酬の開示はしておりません。
（ⅳ）取締役候補については、当社の持続的な発展と企業価値の向上に貢献する資質を備えているかを基準として選定及び指名することとしております。
監査役候補については、当社の健全な発展と社会的信用の向上に貢献する資質があり中立的、客観的に監査を行うことができるかを基準として選定及び指名することとしております。なお、役員の選解任理由については、株主総会招集通知に開示しております。
（ⅴ）取締役、監査役候補の選解任・指名を行う際の説明は定時株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役2名は、会社法の社外要件及び東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たしたうえで、経歴や当社との関係を踏まえ、企業経営における豊富な経験と高い見識を有し、当社の企業経営において独立した立場での監視・職務遂行ができることなどを総合的に判断し選任しております。

【補充原則4－10①　任意の仕組みの活用】
当社は、取締役の報酬に関する事項の決定に関して公正性、透明性、客観性を強化するため、取締役3名（代表取締役1名、社外取締役2名）、監査役1名（常勤社外監査役）で構成され、社外取締役を委員長とする任意の委員会として報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の決定については、「報酬委員会」が取締役会の諮問に応じて審議し、取締役会に対して答申を行うことで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【補充原則4－12②　取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役・監査役の他の上場会社等の兼任数は、合理的な範囲内にとどめられており、当社における責務を適切に行うことができる状況であると判断しております。
また、取締役・監査役に対しては定期的に兼任状況の確認を行っており、その重要な兼職の状況については、有価証券報告書に記載をしております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	検討状況の開示
英文開示の有無	無し

該当項目に関する説明

当社では、資本コストや資本収益性、市場評価を把握したうえで、中期経営計画等を策定し、基本的な考え方を投資家に説明することを検討しております。また、株主価値の向上を図るため、資本市場との対話強化策として、決算説明会や個別投資家対応の実施について準備を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ブリッジインベストメント	6,300,000	56.10
奥山　貴広	1,640,000	14.60
ギークリー従業員持株会	81,000	0.72

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社ブリッジインベストメント 奥山　貴広
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は、上場に際して実施した売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものであり、当該売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。
・株式会社ブリッジインベストメントは、代表取締役社長 奥山 貴広の資産管理を目的とする会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上（6名中2名）選任しております。
また、支配株主との取引は想定しておりませんが、取引を行う必要が生じた場合、事業上の必要性を含む取引の合理性及び取引条件の妥当性を検討し、事前に取締役会の承認を得ることとしております。
また、取引が継続される場合には、事業年度ごとに改めて当該取引継続の必要性及び合理性並びに取引条件の妥当性を検討し、取締役会において報告することとし、少数株主の利益に反することがないこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今西　紘子	公認会計士											
浅井　耕作	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今西　紘子	○	該当事項はありません。	今西紘子氏は、企業経営及び会計業界における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対する有効な助言や提言が期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

浅井　耕作	○	該当事項はありません。	浅井耕作氏は、企業経営及び金融業界における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に対する有効な助言や提言が期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明

報酬委員会の、その他1名は社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者、監査役会、会計監査人は、定期的（3か月に1回）に三様監査を開催しております。具体的には、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告、期末の監査結果概要報告、監査役監査概要報告等で情報共有及び意見交換を行うことにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。また、常勤監査役との定期的（月1回）なミーティングを開催し、内部監査の実施状況について詳細な報告や意見交換を行うなど緊密な連携体制を構築することで、監査活動の実効性向上に努めております。

さらに、内部監査部門は、監査結果や重要な指摘事項について、代表取締役及び取締役会に直接報告を行う体制としており、経営層による迅速かつ適切な是正対応が図られるよう、内部監査の独立性及び実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山　裕子	公認会計士													
松木　大輔	弁護士													
波多野　淳	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山　裕子	○	該当事項はありません。	監査法人での豊富な経験と高い見識を有しており、独立した立場から適切な監査を期待して選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
松木　大輔	○	該当事項はありません。	弁護士として幅広い知識と経験を有しており、専門的な知見に基づく適切な監査を期待して選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
波多野　淳	○	該当事項はありません。	社会保険労務士として幅広い知識と経験を有しており、専門的な知見に基づく適切な監査を期待して選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実、向上に資するものを選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は取締役に対し、当社の業績向上への意欲と士気を高めることによる企業価値向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与者に対して、企業価値向上を図り、業績向上に関する意欲･士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役報酬の総額及び対象となる役員の員数については、開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
各取締役の報酬額については、職責や業績評価を考慮した上で、報酬委員会にて審議し、その結果を取締役会に報告のうえ助言･提言を行っており、最終的な意思決定は取締役会にて行われております。
各監査役の報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内にて、監査役会において決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、コーポレート ディビジョン取締役会事務局が行っております。取締役会付議事項は、資料を事前に配布し検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、必要な情報が十分に提供されるよう、適宜情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役6名 (代表取締役1名、常勤取締役3名、社外取締役2名) で構成され、監査役3名 (常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名) の出席のもと、代表取締役社長を議長とし、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、「取締役会規程」で決められた事項に基づき、業務執行に関する重要事項を決定しております。

2. 監査役会
当社の監査役会は常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名で構成されており、常勤社外監査役を議長とし、毎月1回開催する定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な会議等に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査担当者等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告又は説明を受けるなどを行い、会計監査人と相互連携を図っております。

3. 会計監査人
当社は、PwC Japan有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査を受けております。会計監査人、監査役会及び内部監査担当者は、四半期ごとに開催される三様監査にて相互の監査結果などについての説明と報告を行い監査品質の向上を図っております。

4．内部監査
当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で内部監査を実施しております。被監査部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、常勤監査役へ直接報告し、その内容を踏まえ、代表取締役・取締役会・監査役会への報告が行われる体制としております。
また、内部監査担当者、監査役会、会計監査人は、定期的（四半期に1回）に三様監査を開催しております。具体的には、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告、期末の監査結果概要報告、監査役監査概要報告等で情報共有及び意見交換を行うことにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。

5．リスク・コンプライアンス委員会
当社は、リスクの低減措置及びコンプライアンス遵守を目的に、取締役会の諮問機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、代表取締役社長を委員長、取締役を委員として構成し、監査役はオブザーバーとして出席しております。
リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1回開催し、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理に必要な情報を共有し、リスク管理体制の継続的な評価を行うほか、「リスク・コンプライアンス規程」及び「内部監査規程」に基づき法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上を図ることで、健全な企業運営体制の確立に努めております。

6．報酬委員会
当社は、取締役の報酬に関する事項の決定に関して公正性、透明性、客観性を強化するため、取締役3名（社内取締役1名、社外取締役2名）、社外監査役1名で構成し、社外取締役を委員長とする任意の委員会として報酬委員会を設置しております。
報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性並びに説明責任の強化を目的として、次の事項について審議し、取締役会に対して助言及び提言を行っております。
（1）取締役報酬の基本方針に関する事項
（2）取締役報酬の内容の決定に関する事項
（3）その他経営上の重要事項のうち、取締役会が必要と認めた事項
なお、最近事業年度において、当社は報酬委員会を2回開催しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。
当社は、取締役会を中心とした意思決定及び監督体制の下、監査役会、内部監査及び会計監査人が相互に連携する体制を構築し、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る事を目的としてこの体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の2週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算であり、株主総会を8月に開催していることから、集中日を回避した開催となっているものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、電子投票制度は導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、議決権電子行使プラットフォームは導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では、株主として海外投資家が存在しないことから、英文での招集通知の提供は行っておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて、英文での提供を検討してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用サイトにおいてディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して決算説明会を兼ねた会社説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト･機関投資家に対して決算説明会を開催するほか、訪問、電話対応等も適宜実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では予定はしておりませんが、上場後の株主構成等を勘案して実施の要否を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等を当社ホームページ上のIR専用サイトに掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR責任者はコーポレート ディビジョン管掌取締役とし、IR活動に関する業務は、コーポレート ディビジョンを中心として担当いたします。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重には、コンプライアンスの徹底が必要不可欠と考えております。株主、顧客、取引先、社員など社会からの信頼を高め経営の健全性を確保すると定め、法令遵守とともに諸規定を適正に運用･管理し、幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示をすることが重要であると認識しております。 そのためステークホルダーにとって重要と判断される当社の経営戦略等の非財務情報や中期経営計画等の説明機会を作り、IR資料や当社ホームページ等の様々な手段により開示を予定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
（2）当社の基本的な行動基準を示した行動指針は、従業員全員に公開され周知されている。また、取締役および従業員の役職等に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図る。
（3）コンプライアンス担当役員であるコーポレート ディビジョン管掌取締役は、相談･通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはリスク･コンプライアンス委員会にてPDCA管理を行う。
また、内部監査担当者は、各ディビジョンとの連携を通じて内部監査の実効性を確保することにより、コンプライアンスの実践･向上に資する体制を図る。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録･保存及び情報の有効活用のために、取締役会議事録などは文書保管管理規程に従い書面または電磁的媒体に記録し保存および管理を行う。
（2）当社では、情報資産の適切な保護を徹底するため、情報システム管理規程に定める情報セキュリティ基本方針により、情報の適正な管理を行う。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）品質･安全･環境･コンプライアンス･情報･損益等の全社的なリスクマネジメントを推進するため、リスク･コンプライアンス委員会においてリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
（2）重大なリスクが顕在化した場合または大規模災害発生した場合などの緊急時には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集･開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）各取締役は業務を分担管掌することで、機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会審議の活性化および実質化と監督機能強化を図る。
（2）定時取締役会を月１回開催し、重要事項の決議を行うとともに、各取締役が管掌するディビジョンの報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために、管掌取締役をメンバーとする会議を必要に応じて開催し重要課題へ的確に対応する。
（3）経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等、経営の効率化を図るために、職務権限規程及び業務分掌規程を整備し適宜見直しを図る。
5．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役が職務執行を補助する使用人を求めた場合は、監査役とコーポレート ディビジョン管掌役員が協議して人選を行う。なお、監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役が有する。

(2) 各ディビジョン は、監査役の職務を補助する使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるよう切に対応する。
6．監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 監査役への報告は、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果などを取締役会およびリスク・コンプライアンス委員会において報告する体制を図る。
(2) 内部通報制度により従業員の法令等違反行為については、コーポレート ディビジョンから監査役へ報告する。なお、内部通報をした者および監査役へ直接報告した者が、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
7．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が、職務の執行について生じた費用の請求をした場合は適切に対応する。
(2) 代表取締役および取締役は、監査役との定期的な会議において監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(3) 監査役と内部監査担当者および会計監査人は、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図る。
8．財務報告の適正性を確保するための体制
金融商品取引法における当社の内部統制は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め必要な内部統制体制を整備する。
9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社は、反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、反社会的勢力と一切の関わりを持ってはいけない旨、及び、いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない旨を定め、教育研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方
当社は「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」において、次の6項目を反社会的勢力への対処の原則と定めており、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当要求等は断固として受け入れず、警察及び弁護士等の外部機関との連携のもと、組織として対応することを基本方針としております。
(1) 取引を含めた一切の関係を遮断すること
(2) 組織として対応すること
(3) 社員ならびに当社関係者の安全を第一として対処すること
(4) 外部の専門機関との連携を図ること
(5) 取引や資金の提供につながる便宜供与や寄付等は一切行わないこと
(6) 有事においては民事とともに刑事告発をも含む法的対応を行うこと
2．整備状況
当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。
なお、取引先選定や従業員採用の際には、「属性調査に関するマニュアル」に基づき調査を実施し対象社（者）が、反社会的勢力と関係が無いことを確認しております。また、暴力団追放運動推進センター賛助会に加盟し、警察を含め外部機関と連絡を密に情報収集に努め、不当要求等が発生した場合は外部機関と連携を取りながら対応することとしております。

V その他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

———

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

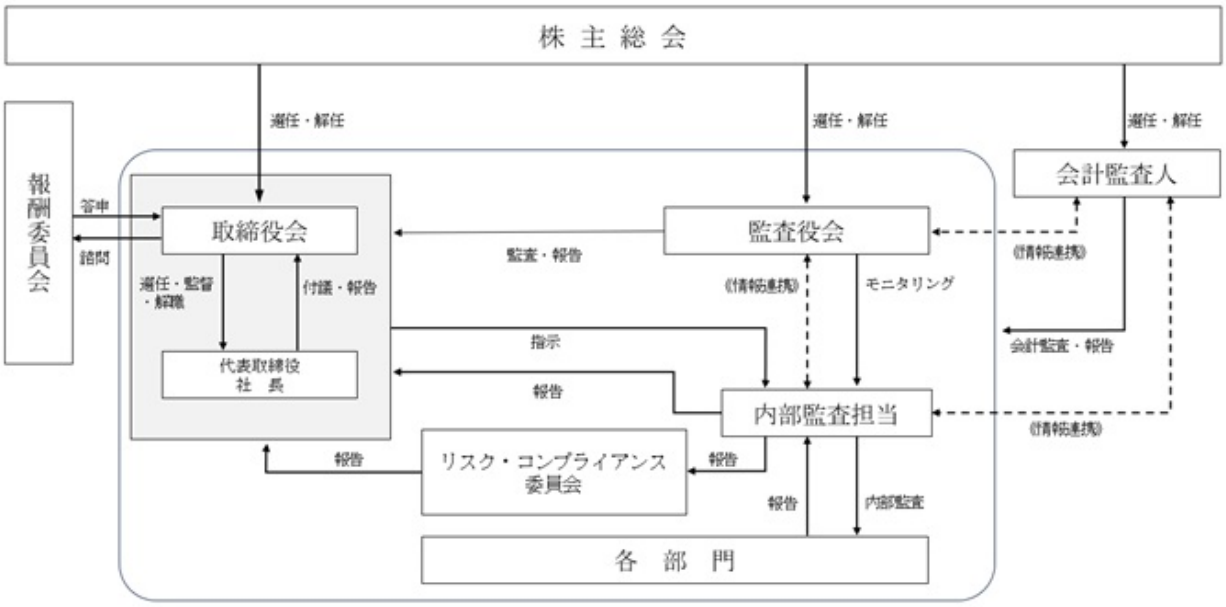
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報酬委員会
答申
諮問
取締役会
監査役会
会計監査人
監査・報告
《情報連携》
《情報連携》
選任・監督・解職
付議・報告
モニタリング
指示
会計監査・報告
代表取締役社長
報告
内部監査担当
《情報連携》
報告
リスク・コンプライアンス委員会
報告
報告
内部監査
各部門

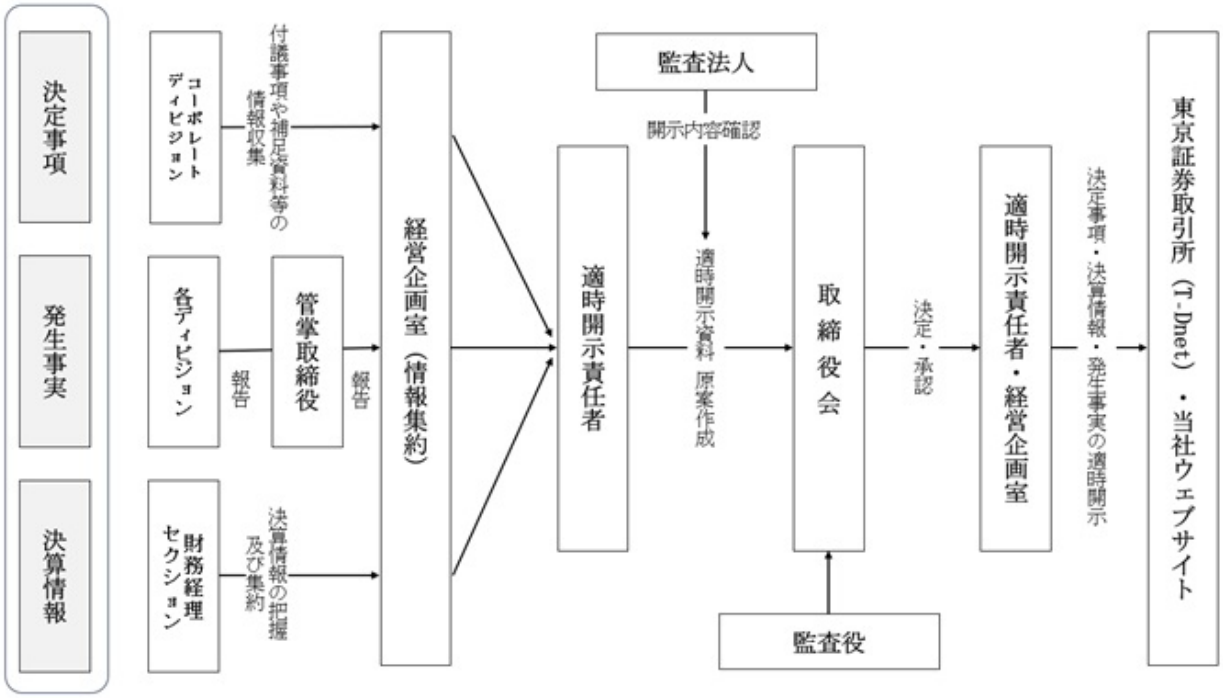
決定事項
発生事実
決算情報
コーポレートディビジョン
付議事項や補足資料等の情報収集
各ディビジョン
報告
管掌取締役
報告
財務経理セクション
決算情報の把握及び集約
経営企画室（情報集約）
適時開示責任者
監査法人
開示内容確認
適時開示資料 原案作成
取締役会
監査役
決定・承認
適時開示責任者・経営企画室
決定事項・決算情報・発生事実の適時開示
東京証券取引所（T-Dnet）・当社ウェブサイト